

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                       |
|-------|----------------------------|
| 11    | 常滑市 予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

常滑市長

## 公表日

令和8年4月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 予防接種の実施等に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。<br>特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種に係る運営要領に従い、次の事務に利用している。<br>①予防接種の実施<br>②予防接種記録の作成、管理<br>③予防接種費用の徴収<br>④健康被害の救済措置<br>⑤予防接種の勧奨<br>⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。 |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム(予防接種)、団体内統合宛名システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 予防接種ファイル                 |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表の14、126<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の3<br>番号法第19条第6号(委託先への提供)  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号、11号<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、28、153、154の項、第27条、第28条、第30条、第155条、第156条                           |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | こども健康部健康推進課  |
| ②所属長の役職名                 | 健康推進課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                  |  |
|---|--|
| 請求先   | 総務部総務課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の5<br>電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-4329(直通) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                |  |
| 連絡先   | こども健康部健康推進課 住所常滑市飛香台三丁目3番地の3<br>電話番号:0569-34-7000(直通)                      |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満<br><input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施)<br><input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満<br><input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満<br><input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満<br><input type="checkbox"/> 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年11月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | <input type="checkbox"/> 500人未満<br><input type="checkbox"/> 500人以上  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年11月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし<br><input type="checkbox"/> 発生あり  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |                              |  |
|---|------------------------------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない           |                              |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       |                              |  |
| 9. 監査                                       |                              |  |
| 実施の有無                                       | [ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                            |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |                              |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]          | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | 事務取扱者へ研修を行っている。              |  |

# 変更箇所

| 変更日         | 項目                                 | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年10月15日 | I 3法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 内閣府総務省令第5号第10条   | 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の10   | 事後   |           |
| 平成28年10月15日 | I 4②法令上の根拠                         | 番号法第19条第7号 別表第二の18の項   | 番号法第19条第7号 別表第二の18の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の18  | 事後   |           |
| 平成28年10月15日 | I 5①部署                             | 福祉部保健予防課   | 福祉部健康推進課   | 事後   |           |
| 平成28年10月15日 | I 5②所属長                            | 保健予防課長 山田 敬子   | 健康推進課長 山田 敬子   | 事後   |           |
| 平成28年10月15日 | I 8連絡先                             | 福祉部保健予防課 住所:常滑市新開町五丁目62番地  | 福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3   | 事後   |           |
| 平成29年5月1日   | 公表日                                | 2016/10/15   | 2017/5/1   |      |           |
| 平成29年5月1日   | I 5②所属長                            | 健康推進課長 山田 敬子   | 健康推進課長 入山 佳代子  | 事後   |           |
| 令和1年5月17日   | I 関連情報                             | 健康推進課長 入山 佳代子  | 健康推進課長   |      |           |
| 令和1年5月17日   | IVリスク対策                            |  | 様式変更による追記  |      |           |
| 令和3年11月1日   | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要         | 変更後の記載内容を追記  | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務  | 事後   |           |
| 令和3年11月1日   | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称       | 変更後の記載内容を追記  | ワクチン接種記録システム(VRS)  | 事後   |           |
| 令和3年11月1日   | 3. 個人番号の利用                         | 変更後の記載内容を追記  | 番号法第19条第8号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム)を用いた情報提供、照会   | 事後   |           |
| 令和3年11月1日   | 4. 情報提供ソフトウェア等システムによる情報連携②法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の18  | 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項  | 事後   |           |
| 令和3年11月1日   | II しきい値判断項目いつ時点の計数か                | 平成26年12月3日 時点  | 令和3年11月1日時点  | 事後   |           |
| 令和4年10月1日   | 7. 特定個人情報の開示・訂正、利用停止請求             | 福祉部保健予防課 住所:常滑市新開町五丁目62番地<br>電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号   | 福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の5<br>電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号  | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | I 5①部署                             | 福祉部健康推進課   | こども健康部健康推進課  | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | I 8連絡先                             | 福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3   | こども健康部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3  | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | II しきい値 対象人数の時点                    | 令和3年11月1日  | 令和6年11月1日  | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | II しきい値 取扱者数の時点                    | 令和3年11月1日  | 令和6年11月1日  | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | IVリスク対策                            |  | 様式変更による追記  | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | 公表日                                | 令和4年11月28日   | 令和6年11月28日   | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | I 3法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第一の10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の10   | 番号法第9条第1項 別表第一の10 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条   | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | I 4法令上の根拠                          | 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項  | 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の16の2、16の3   | 事後   |           |
| 令和6年11月28日  | I 4法令上の根拠                          | 番号法第19条第8号 別表第二の 16の2、16の3   | 番号法第19条第8号、11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の16の2、16の3   | 事後   |           |
| 令和7年11月28日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要         | ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。   | 変更前の記載を削除  | 事後   |           |
| 令和7年11月28日  | II しきい値 対象人数の時点<br>II しきい値 取扱者数の時点 | 令和6年11月1日  | 令和7年11月1日  | 事後   |           |
| 令和8年4月1日    | 公表日                                | 令和7年11月1日  | 令和8年4月1日   | 事前   |           |
| 令和8年4月1日    | I 1②事務の概要                          | 予防接種法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。<br>特定個人情報ファイルは、予防接種法、愛知県広域予防接種に係る運営要領に従い、次の事務に利用している。<br>①予防接種の実施<br>②予防接種記録の作成、管理<br>③予防接種費用の徴収<br>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。<br>特定個人情報ファイルは、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種に係る運営要領に従い、次の事務に利用している。<br>①予防接種の実施<br>②予防接種記録の作成、管理<br>③予防接種費用の徴収<br>④健康被害の救済措置<br>⑤予防接種の勧奨<br>⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。 | 事前   |           |
| 令和8年4月1日    | I 1③システムの名称                        | 健康管理システム(予防接種)<br>ワクチン接種記録システム(VRS)  | 健康管理システム(予防接種)、団体内統合宛名システム、中間サーバー  | 事前   |           |
| 令和8年4月1日    | I 3法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表の14 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条   | 番号法第9条第1項 別表の14、126 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の3  | 事前   |           |
| 令和8年4月1日    | I 4②法令上の根拠                         | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号、11号<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、28の項、第27条、第28条、第30条、第155条、第156条                 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号、11号<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、28、153、154の項、第27条、第28条、第30条、第155条、第156条                           | 事前   |           |